

意見書（案）第15号

国連女性差別撤廃委員会勧告に誠実に向き合うことを求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和7年3月27日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

提出者	三鷹市議会議員	野 村 羊 子
賛成者	〃	石 井 れいこ

国連女性差別撤廃委員会勧告に誠実に向き合うことを求める意見書

本年1月29日、外務省は、国連人権高等弁務官事務所に対して、拠出している任意拠出金の使途から女性差別撤廃委員会（以下「委員会」という。）を除外すること、本年度に予定していた委員の訪日プログラム実施を見合わせることを委員会に伝達したと発表した。

措置の理由について、2024年10月に実施された委員会の第9回日本定期報告に関する最終見解において、男系男子の皇位継承を定めた皇室典範の改正を勧告したことへの抗議の意図であると説明している。しかし、委員会による勧告への対応は、締約国自らが判断して行うものである。政府は、1985年、女性差別撤廃条約を批准するに当たり、国籍法改正、家庭科の男女共修、男女雇用機会均等法制定を主体的に行い、以降の委員会勧告の内容についても国内議論を経て民法改正（婚姻年齢、再婚禁止期間等）や刑法改正（性交同意年齢等）など、自ら法改正や制度整備を数多く行った。一方で、法改正等に至っていない勧告も数多く残り、今回も重ねての勧告となっているが、強制的な法改正等を求められているものではない。

折しも、皇室典範改正については、国民的関心も高く、国内議論を尽くし結論を出していこうという時期にある。勧告をさらなる議論を重ねる好機と捉えるべきである。王位継承で男子を優先としているスペインは、条約締結段階でこの件について留保しているにもかかわらず、日本と同様に勧告を受けているが、勧告は勧告として受け入れ、報復的措置は取っていない。

政府は、既に12月の段階で、最終見解の皇室典範に関わる部分への意見書を委員会宛てに提出している。加えての今回の拠出金除外という経済的報復や委員の訪日拒否は、対話路線拒絶の強権国、人権後進国と言われても仕方がない恥ずべき行為である。今回の政府の委員会勧告に対する措置は、国際協調の中での人権や差別禁止問題全体への日本の施策や国際的な評価にもマイナスの影響を与えかねず、直ちに撤回すべきである。

今回の国連女性差別撤廃委員会勧告に対する政府の対応は、まさに対話拒否の姿勢を国際的に示すもので、将来への禍根を残すものである。

よって、本市議会は、政府に対し、世界のジェンダー平等推進に大きく貢献してきた委員会による勧告に対し、誠実に向き合うことを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年3月27日

三鷹市議会議長 伊藤 俊 明